災害後の生活に求められる「公平さ」

題材のねらい　避難所におけるルールから、ルールの意義を理解させ、社会の一員として、ルールを守るという実践的な態度を育てる。

教科等との関連　学級活動（１）－ア　学級や学校における生活上の諸問題の解決
（１）－ウ　学校における多様な集団の生活の向上

展　開　例

	学習活動	指導上の留意点
導入	ルールは何のためにあるのか発表する。	・ルールやきまりを守っているか、普段の生活を振り返らせ、ルールの意義について考えさせる。
展開	避難所生活のルールについて考える。	・それぞれのルールがなぜできたのか、グループで相談させ、いろいろ考えがある中で、ひとつの基準をつくることの大切さを実感させる。
	２つの配給のルールの違いについて話し合う。	・配り方を工夫することでルールが改善された例をもとに、多くの人の立場に立つなどルールを作るときに大切にすべきことを考えさせる。
まとめ	見直しをする必要があるルールを発表する。	・学校、学級生活の中で改善すべきルールや決まりを考える。

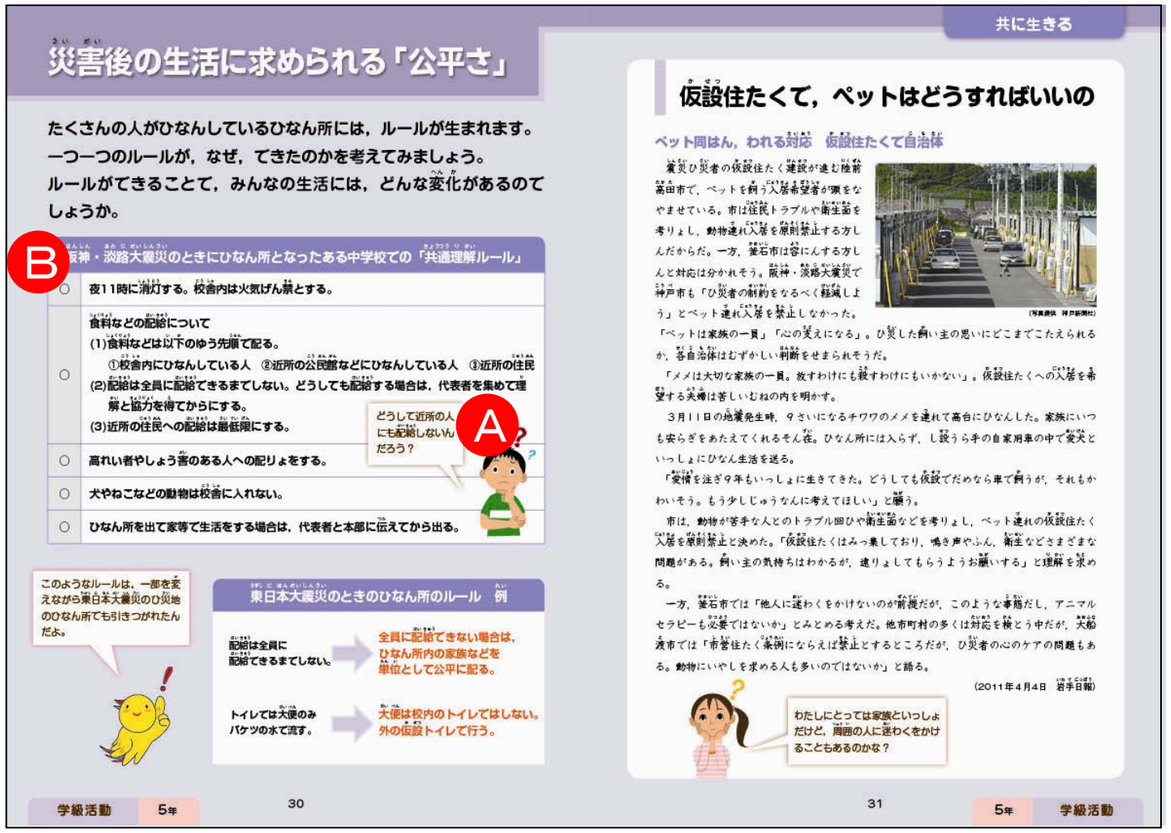

災害後の生活に求められる「公平さ」

たくさんの人がひなんしているひなん所には，ルールが生まれます。
一つ一つのルールが，なぜ，できたのかを考えてみましょう。
ルールができることで，みんなの生活には，どんな変化があるのでしょうか。

B 阪神・淡路大震災のときにひなん所となったある中学校での「共通理解ルール」

- ○ 夜11時に消灯する。校舎内は火気げん禁とする。
- ○ 食料などの配給について
  (1)食料などは以下のゆう先順で配る。
  ①校舎内にひなんしている人　②近所の公民館などにひなんしている人　③近所の住民
  (2)配給は全員に配給できるまでしない。どうしても配給する場合は，代表者を集めて理解と協力を得てからにする。
  (3)近所の住民への配給は最低限にする。
- ○ 高れい者やしょう害のある人への配りょをする。
- ○ 犬やねこなどの動物は校舎に入れない。
- ○ ひなん所を出て家等で生活をする場合は，代表者と本部に伝えてから出る。

A どうして近所の人にも配給しないんだろう？

このようなルールは，一部を変えながら東日本大震災のひ災地のひなん所でも引きつがれたんだよ。

東日本大震災のときのひなん所のルール　例

- 配給は全員に配給できるまでしない。 → 全員に配給できない場合は，ひなん所内の家族などを単位として公平に配る。
- トイレでは大便のみバケツの水で流す。 → 大便は校内のトイレではしない。外の仮設トイレで行う。

仮設住たくて，ペットはどうすればいいの

ペット同はん，われる対応　仮設住たくで自治体

（写真提供　神戸新聞社）

「ペットは家族の一員」「心の支えになる」。ひ災した飼い主の思いにどこまでこたえられるか，各自治体はむずかしい判断をせまられそうだ。

「メメは大切な家族の一員。放すわけにも殺すわけにもいかない」。仮設住たくへの入居を希望する美樹は苦しいむねの内を明かす。

３月１１日の地震発生時，９さいになるチワワのメメを連れて高台にひなんした。家族にいつも安らぎをあたえてくれるそん在。ひなん所には入らず，し設うら手の自家用車の中で愛犬といっしょにひなん生活を送る。

「愛情を注ぎ９年もいっしょに生きてきた。どうしても仮設でだめなら車で飼うが，それもかわいそう。もう少しじゅうなんに考えてほしい」と願う。

市は，動物が苦手な人とのトラブル回ひや衛生面などを考りょし，ペット連れの仮設住たく入居を原則禁止と決めた。「仮設住たくはみっ集しており，鳴き声やふん，衛生などさまざまな問題がある。飼い主の気持ちはわかるが，遠りょしてもらうようお願いする」と理解を求める。

一方，釜石市では「他人に迷わくをかけないのが前提だが，このような事態だし，アニマルセラピーも必要ではないか」とみとめる考えだ。他市町村の多くは対応を検とう中だが，大船渡市では「市営住たく条例にならえば禁止とするところだが，ひ災者のこころのケアの問題もある。動物にいやしを求める人も多いのではないか」と語る。

（2011年4月4日　岩手日報）

わたしにとっては家族といっしょだけど，周囲の人に迷わくをかけることもあるのかな？

A　阪神・淡路大震災では、発災直後は、配給物資が少なかったため、近所の人たちにまで配給できないこともあった。

B　「避難所における共通理解のためのルール」の一例
http://www.hyogo-c.ed.jp/~kikaku-bo/EARTHhandbook/08-5shou.pdf